

令和8年8月5日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

**(開示事項の訂正・追加) 「親会社に対する担保権の行使、及び
子会社の異動に関するお知らせ (持分法適用関連会社から連結子会社への異動)」
における支配株主との取引等に関するお知らせ**

当社は、2026年6月26日付「親会社に対する担保権の行使、及び子会社の異動に関するお知らせ (持分法適用関連会社から連結子会社への異動)」をご報告しておりましたが、その表題につき、文章校正の確認作業が不十分であったことから括弧書き (持分法適用関連会社から連結子会社への異動) は不要でしたので、以下の通り訂正いたします。

(修正前)

親会社に対する担保権の行使、及び子会社の異動に関するお知らせ (持分法適用関連会社から連結子会社への異動)

(修正後)

親会社に対する担保権の行使、及び子会社の異動に関するお知らせ

上記適時開示にてご報告のとおり、当社の親会社であった昭和ホールディングス株式会社 (以下「昭和ホールディングス」という。) に対して、貸付金 (388 百万円) の担保として昭和ホールディングスの保有する連結子会社株式の一部に根質権の設定を行い、当該担保権を実行することで、当該連結子会社の株式を取得しておりました。その後、当該担保権実行により取得した4社の株式につきましては、監査法人と協議した結果、2026年8月3日付「子会社株式の取得及び売却に係る会計処理の変更並びに開示内容の一部訂正に関するお知らせ」にてご報告したとおり、当社の連結の範囲には含めず当該取得はなかったものとして会計処理を行うことといたしましたので、あわせてご確認ください。

当該子会社の異動を伴う当該担保権の実行については、当社の支配株主である昭和ホールディングスとの間で行う取引に該当します。従いまして、当該取引は、当社のコーポレートガバナンス報告書に記載する「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」に基づき、取引がされている市場等の客観的な情報等を元に、一般的な取引条件と同様に合理的な決定をすることとし、少数株主に不利益を与えることがないように対応しております。公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関しましては、本件取引条件については前述の通り、M&A等で取引される価格決定方法を参考に一般的な取引条件と同様の基準により決定しており、支配株主の影響力を利用した不当な条件設置は行われておりません。また、本取引の前提となる融資設定契約書の審議・決定にあたっては、支配株主との間に利害関係を有する取締役を審議から除外するとともに、監査等委員である取締役からの意見を確認することで、利益相反の回避及び決定過程の公平性を担保しております。

また本件取引を進めるにあたり、以下個別の検討を行っております。

- (1) 当該取引は当社が保有する債権の回収を目的としていることから、当社の少数株主にとっても不利益が生じる取引とは認められず、また昭和ホールディングス株式会社の財政状況から回収の代替手段がないことから当該質権設定／質権実行は相当であると当社としては判断しております。
- (2) 債権回収として債務超過・赤字（昭和ゴム株式会社と株式会社ルーセント）の会社を備忘価格で取得したことにつきましては、当該2社は一定の売上規模や取引先、長い社歴を有していることから買収希望者にとっては魅力に感じる点となることを想定したこと、及び、単純に備忘価格以上で売却できれば当社の債権回収がより進むことに通じること、及び備忘価格以上で売却することは価格のハードルが低く容易であると考えましたので質権実行をして取得することといたしました。
- (3) 株式会社日本橋本町菓子処と明日香食品株式会社を取得する際に利用した株式価値算定書につきましては、2025年10月3日付のものを使用しております。これは、融資残高推移や回収可能性の変化を予測しちょうどよいタイミングで算定書を作成することは困難であること、及び算定には被算定会社の協力が必要で相応の時間を要することから質権設定／質権実行のタイミングを逃し債権回収ができなくなることを回避する為に直近の算定書ではありませんでしたが2025年10月3日付の株式価値算定書を参考に質権設定／質権実行を行いました。株式会社日本橋本町菓子処と明日香食品株式会社の事業環境に劇的な変化がなかったことからこれらの判断は合理的であったと考えております。
- (4) 株式会社日本橋本町菓子処と明日香食品株式会社の算定にDCF法を採用しております。（株式会社日本橋本町菓子処は清算価値法との併用です。）DCF法において、株式会社日本橋本町菓子処では4年間（2025年9月期～2028年9月期）、明日香食品株式会社は3年間（2026年6月期～2028年6月期）の事業計画を利用しています。これは当初は両社とも同期間（4期分）の計画をそろえておりましたが、決算期が6月と9月と離れていたことから、正式に算定を開始した8月時点では、明日香食品の2025年6月期の決算が終わり実績値となっていたことから、日本橋本町菓子処は4年間、明日香食品では3年間の期間の異なる計画を採用しております。
- (5) DCF法に採用した計画につきましては、毎年変動がある計画を採用し株価の算定を実施しております。これは、取引先への納入価格の交渉推移、為替変動に伴う輸入原材料価格の変動、紛争等の地政学的変化に伴う原材料価格の変動、気候の変化に伴う農産物価格の変動などによって生じる現象であり。このような変動は、当該事業を継続する上で避けられない事象であると考えております。
- (6) 本件質権実行後に残る昭和ホールディングス株式会社に対する貸付金は元本241,222,548円、未収利息33,355,826円（2026年6月26日時点）となっております。昭和ホールディングス株式会社に対しては全額の精算を求めるとともに、回収に向けてあらゆる手段を行使してまいります。
- (7) この度質権実行により取得した株式（昭和ゴム株式会社、株式会社ルーセント、株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式の4社の株式）につきましては、2026年8月中に譲渡先を決定し、今回の質権実行により取得した株式を含めて、当社の保有する子会社株式はすべて譲渡する方針でした。一方で、2026年7月13日に昭和ホールディングスより「当社が保有する子会社株式等についての処分禁止の仮処分命令の発令に関するお知らせ」が開示され、2026年7月22日には当社に対し、当該仮処分命令の送達が行われました。それに先立ち2026年7月17日には、当初の予定通り、本件質権実行により取得した4社の株式を売却しております。（子会社株式売却の詳細につきましては、当社が2026年7月21日に公表した「子会社株式売却に伴う子会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）本件質権設定・質権実行の前提となる当社から昭和ホールディングスへの貸付行為は、2022年5月から始まり、2024年8月9日にはコーポレートガバナンスの強化、親会社からの独立を目的として質権設定を前提とした融資枠設定契約書を締結するに至りました。その後、昭和ホールディングスからは融資枠設定契約書に記載のスケジュール通りの返済がなされないこと、株式会社日本橋本町菓子処から昭和ホールディングスへ融資残高

が拡大したことから、昭和ホールディングスに対して返済交渉、返済スケジュールの明確化を求めてきましたが、当社の債権回収が進んだり、回収を担保できるような状況とはなりませんので、2026年6月25日に質権設定をおこない、同年6月26日に質権実行をいたしました。従いまして本件質権設定・質権実行につきましては、当社が債権回収を進める為、適切な準備を進め正当な手続きを経て実施した行為となりますので、当該事実を裁判所に理解していただき、処分禁止の仮処分を解除できるよう最善を尽くして参ります。

なお、2026年6月25日に少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を永田町リーガルアドバイザー株式会社（代表取締役・司法書士 加陽 麻里布）から入手し、2026年7月15日に補充意見をいただいておりますので、その内容を開示いたします。永田町リーガルアドバイザー株式会社には、過去支配株主との取引についての意見書を取得した経緯があったため、この度も当社から依頼しました。それ以外に当社及び昭和ホールディングスとは取引関係、資本関係、人的関係はなく、関連当事者にも該当しないことから独立性を有すると判断し、選定いたしました。

支配株主との取引等に関する意見書の概要は以下のとおりです。

1. 支配株主との取引等を行う必要性について

貴社は、昭和ホールディングスに対する事業資金の貸付として、2024年8月9日に融資枠設定契約（融資枠4.5億円）を締結し、その後も同社の資金需要に応じて貸付を継続してきた。しかし、当初は短期運転資金を想定していた当該貸付に関し、十分な返済が行われないまま、貸付残高は2.8億円（2024年8月9日現在）から3.88億円（2026年6月24日現在）へ増加している。

また、昭和ホールディングスは同社の連結子会社株式会社日本橋本町菓子処との間でも貴社と同様の融資枠設定契約（契約日：2025年9月12日、融資枠：8.5億円）を締結し、2026年6月24日現在の借入残高は8.45億円で、貴社と日本橋本町菓子処からの借入残高の合計は12.33億円に上り、昭和ホールディングスの財政状況からはその返済が困難であると考えられる。

一方で、貴社は、東京証券取引所グロース市場の時価総額基準40億円を満たしておらず（2026年6月24日現在14.87億円。一株当たり35円で計算）、上場廃止基準に抵触し、2026年9月30日を期限とする改善期間入りしている。

この状況を解消するため、スタンダード市場への市場区分変更に向けた準備を進めるとともに、経営基盤の強化及び企業価値の向上を図る観点から、親会社との資本・取引関係を整理し、経営上の独立性を確保することが重要な課題となっている。

こうした背景から、2025年末頃より、昭和ホールディングスに対し、債権債務関係の解消及び貸付金の返済スケジュールの提示を強く求めてきた。しかし、昭和ホールディングスからは、他に資金調達手段がない旨の説明を受け、貸付金返済の見通しが立たない状況が継続していた。そのため2026年6月25日付「親会社への貸付に係る親会社保有の連結子会社株式に対する担保権設定に関するお知らせ」のとおり、留保していた根質権の設定を行うとともに、貸付金回収の交渉を継続してきた。

しかしながら、昭和ホールディングスが短期間で新たな資金調達を行うことは困難であると判断されたことから、貴社としては貸付金の回収を図る必要があること、また、上場維持及び親会社からの独立性の確保の観点から、早期に親会社との債権債務関係を解消する必要があることを踏まえ、設定済みの根質権について実行通知書を昭和ホールディングスに送付し、根質権を実行するとともに、残存する貸付金について引き続き回収交渉を行うこととした。

以上の事情を踏まえると、貴社が親会社に貸し付けた資金を早急に回収するとともに、親会社からの独立性を確保するため、同社が保有する株式への根質権を実行することの必要性が認められる。

2. 条件の相当性について

貴社は、担保権の実行にあたり、株式会社日本橋本町菓子処及び明日香食品株式会社についての担保評価額は貴社及び昭和ホールディングスその他の関係者から独立した第三者株式算定機関からの株式価値算定報告書を入手している。

当該報告書において株式会社日本橋本町菓子処については、DCF 法により株式価値が 65.1 百万円、清算価値法で 96.7 百万円と評価されている。

DCF 法を採用した理由として、継続事業の評価であることから、その価値も将来の収益力に基づき決定されるべきと考えられる一方、同社が継続して営業損失を計上しているため、清算価値法を併用したとのことである。

明日香食品株式会社については、DCF 法により株式価値が 254.7 百万円と評価されているが、将来の収益獲得能力を価値に反映させ、評価対象会社がもつ固有の価値を示す有用な評価手法の一つであるため採用したとしている。

当職において株式価値算定書について精査したところ、第三者株式算定機関は、貴社及び支配株主その他関係者と重要な利害関係を有しておらず、同社は上場企業、非上場企業を問わず豊富な株式算定実績を有し、同社が採用した算定手法、過程において合理性を有していると認められる。また昭和ゴム株式会社及び株式会社ルーセントについては取得価格を備忘価格である 1 円としていることから、本件取得によって新たな経済的負担が生じるものではなく、仮に将来事業再生、事業譲渡、清算その他の方法により一定の価値が実現される可能性も否定されない。したがって、両社を取得対象に含めること自体についても、著しく不合理なものとは認められない。

3. 「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合性、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置について

貴社は、コーポレートガバナンス報告書に記載のとおり「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定め、「支配株主等との取引については、当社から提供する財・サービスが主に取引されている市場等の客観的な情報等を基に、一般的な取引条件と同様に合理的な決定をすることとしており、少数株主に不利益を与えることがないよう適切に対応しております。」としている。

貴社では、支配株主との取引等を行うに当たり、取締役会の決議を経た上で、支配株主から独立した社外取締役の意見も踏まえ、慎重に審議及び判断を行っている。

融資枠契約設定時の取締役会決議時においては、支配株主の役員を兼務している此下竜也氏及び庄司友彦氏が審議及び議決から外れ利益相反となることを防止するとともに、支配株主からも独立した社外役員である監査等委員 2 名が参画したうえで、支配株主との取引の合理性、相当性について審議がなされており、支配株主から独立した体制で少数株主の利益が害されないよう公正性が担保された形で決定されている。

根質権設定及びその実行に際しては、貴社代表取締役社長田代宗雄氏に一任され、取締役会決議を経ないものの、①融資枠設定契約において、支配株主が持つ、昭和ゴム株式、ルーセント株式、日本橋本町菓子処株式、明日香食品株式の全株式を担保とする根質権予約条項で明記していること、②根質権設定及び根質権実行を機動的にするために、根質権対象物が確定しており、改めて取締役会決議を経る必要性が低いとの説明を受けてい

る。なお、貴社代表取締役社長は支配株主の役員を兼務しておらず、その他支配株主と特別の関係を有するといった事情も認められない。

なお、根質権設定及びその実行に際しては、日本橋本町菓子処及び明日香食品については、貴社及び昭和ホールディングスその他の関係者から独立した第三者株式算定機関からの株式価値算定報告書を入手して、昭和ゴム及びルーセントについては、計算書類等を入手し、算定された価格により株式を取得することとしている。

その上で、さらに、貴社及び支配株主から独立性を有する第三者機関である当職から少数株主の利益を害しないことについての意見書を取得し、それを踏まえて根質権を実行する予定とのことであり、支配株主等との取引を行うに際し必要な公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていると評価できる。

4. 結論

以上の検討結果を踏まえると、本件取引については、その必要性及び取引条件の相当性が認められ、また、公正性を担保し利益相反を回避するための措置も適切に講じられている。したがって、本件取引は、貴社が定める「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合し、少数株主にとって不利益なものには該当しないと判断する。

以上